

「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ロゴマークは、別記のとおりとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用（図柄や文字を重ねての使用その他の変形・加工による使用（以下「加工使用」という。）を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を気候変動対策課長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかの号に該当する場合であって、加工使用を行わない場合は、その限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が使用する場合
- (4) カーボンニュートラル推進又は地球温暖化対策を目的とする機関又は施設が使用する場合
- (5) 「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業が使用する場合

(承認)

第4条 前条に定めるロゴマーク使用承認申請があった場合、気候変動対策課長は、その内容を審査し、次のいずれにも該当しないと認めるときは、使用を承認することができる。

- (1) 特定の個人、団体、企業、政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (2) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (3) 栃木県や「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」のイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 第6条各号に掲げる事項に従わない場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) カーボンニュートラル実現の取組に寄与していない場合
- (7) その他承認することが不相当と気候変動対策課長が認めた場合

2 気候変動対策課長は、前項の審査において必要と認めるときは、使用承認申請の内容に所要の補正を加えることができる。

3 気候変動対策課長は、第1項の承認（以下「使用承認」という。）をした場合はロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、承認をしなかった場合はロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者は、使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）色、大きさ、用途など、使用承認を受けたとおりとすること。

（2）気候変動対策課長が指示する条件に従うこと。

2 使用承認を受けずに使用できる者は、使用に当たり、第4条第1項各号に該当しないこと。

（完成品等の提出）

第7条 使用承認を受けた者は、使用対象物を完成後速やかに気候変動対策課長に提出しなければならない。ただし、提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

なお、写真は、使用対象物の全体が写されているもの及びデザインの使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

（承認内容の変更）

第8条 使用承認を受けた者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第4号）を気候変動対策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合は、第3条及び第4条の規定を準用する。

（承認の取り消し）

第9条 気候変動対策課長は、ロゴマークの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

2 前項の取り消しはロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用をしてはならない。

4 前3項の規定により使用承認を取り消された者に発生する経費（改修費用、使用対象物の作製費用等）は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この要領による使用承認は、使用承認を受けた者がロゴマークを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、使用承認を受けた者又は使用対象物について、県が推奨を行うものではない。

(責任)

第11条 県は、使用承認を行ったことに起因して使用承認を受けた者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認を受けた者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはロゴマークを使用する者自身が適切に処理する責任を負う。

3 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(準用)

第12条 前条の規程は、使用承認を受けずに使用できる者による使用について、準用する。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほかロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年12月6日から施行する。

別記 「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」ロゴマーク

(1)



(2)



(3)



(4)

